

平成25年2月22日

松阪市議会  
議長 中森 弘幸 様

報告者 田中祐治  
小林正司  
中村良子  
堀端 脩  
中瀬古初美

## 視 察 報 告 書

今般、あかつき会では下記のとおり行政視察及び研修を実施致しましたので、その内容等を報告します。

### 記

1. 視察の日程 平成25年2月7日(木)～2月8日(金)
2. 視察先 東京都府中市立学校給食センター
3. 研修先 東京都中央区八重洲2-2-1 ダイヤ八重洲口ビル3階 あすか会議室  
東京都千代田区永田町2丁目2-1 衆議院第一議員会館
4. 参加者 田中祐治、小林正司、中村良子、堀端 脩、中瀬古初美 以上5名
5. 視察項目
  - I. 東京都府中市立学校給食センター 2月7日(木)9時30分～11時30分
    1. 学校給食における地産地消について
  - II. 東京都 衆議院第一会館 918号室 2月7日(木)13時00分～16時00分
    1. 今後の公営ギャンブルの見通しについて
    2. 年金制度改革について
  - III. 東京都中央区 ダイヤ八重洲口ビル3階 2月8日(金)9時30分～11時30分
    1. これからの自治体経営刷新に向けた勘所
  - IV. 東京都 衆議院第一会館 918号室 2月8日(金)13時30分～15時15分
    1. 防災対策(安全対策、津波対策等)について
    2. 地方自治法の改正に伴う政務活動費(政務調査費)の取り扱いの変更について

## I. 東京都府中市立学校給食センター

### 1. 府中市の概要

府中市は、東京都のほぼ中央に位置し、副都心新宿から西方約 22 キロメートルの距離にある。

江戸時代には甲州街道沿いが宿場町として栄え、周辺の農地は大部分が天領だった。明治時代には北多摩郡の郡役所が置かれた。大正時代には複数の鉄道が、昭和には軍の施設（府中基地）が置かれるなど、かつて盛んであった農業の割合より工業・商業が増えて現代の府中を形作っていった。

昭和 29 年 4 月、府中町、多磨村及び西府村の 1 町 2 村が合併し、人口約 5 万人の府中市が誕生。現在では、25 万人を擁する首都東京の近郊都市として、発展を続けている。

### 2. 学校給食における地産地消について

#### (1) 「広報 ふちゅう」のメッセージ

食べ物は、私達が生きていくうえで欠かせない物ですが、日本では多くの食べ物を海外からの輸入に頼っています。もしも、何らかの理由で食べ物が輸入されなくなったら、どうになってしまうのでしょうか、そこで、継続的に安心して食べ物を得られるようにするためにも、地域で生産したものを地域で消費する地産地消の仕組みづくりが大切です。

市では、「地産地消」を推進するため、市民が安全で新鮮な府中産農産物を簡単に手に入れることができる体制を整えるとともに、作る人、売る人、食べる人が力を合わせて取り組める環境を進めています。

#### (2) 府中市の地産地消について

府中市では、『府中市給食センター出荷の会』（出荷者で構成）を組織し、地場産農産物の安定的な供給を図り、地産地消を推進する取組を進めている。

給食センターと出荷の会、経済観光課と出荷の会、給食センターと経済観光課の間での契約書等は締結していない。

給食センターの献立の使用としては、経済観光課から F A X で出荷可能予定品目、数量が知らされ、現場栄養士が、いつの食材として使用するかの調整を行い、注文書を農協に送っている。

なるべく多くの種類、量の地場産農産物の使用を行っていきたいと考えているが、出荷の会の 1 回の出荷量の上限では足りないことから、他の業者からの納品も行ってもらっており、給食センターで調整をしている。

#### (3) 府中市立学校給食センター施設

- ① 第1学校給食センター 調理能力 13,000食
- ② 第2学校給食センター 調理能力 7,000食
- ③ 学校給食洗浄センター 民間委託  
(食器洗浄機、立体式熱風式消、毒保管庫、コンテナ洗浄機、コンベアー)

(4) 給食数

小学校児童数 11,780人 中学校生徒数 5,685人 教職員等925人

(5) 地元産野菜等の使用

品目と量 (平成23年度実績)

品目	使用量	使用時期
ブロッコリー	217 kg	11・12月
長ネギ	4,807 kg	5・6月 10～3月
わけぎ	612 kg	4～9月 11～2月
玉ねぎ	367 kg	6月
大根	284 kg	12月
白菜	1,553 kg	12～2月
キャベツ	1,852 kg	5～6月 11～1月
里芋	2,190 kg	9～3月
キーウイフルーツ	1,526 個	12月
ほうれん草	1,127 kg	12～3月
小松菜	9,044 kg	4～3月
府中産米	2,610 kg	12月
府中産黒米	597 kg	4～6月 9月・1月・3月
カリフラワー	801 kg	11・12月
生しいたけ	377 kg	4～6月 9～12月
じゃが芋	935 kg	7月・9月
セロリー	43 kg	5月
チンゲン菜	303 kg	5～7月 2月
にんじん	47 kg	12月

3. 事前質問事項と回答

(1) 給食について

1) 食育について

- ① 野菜の栄養を理解し、すすんで食べようとする意欲を持つ。(心身の健康)
- ② 食物を大切にし、生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。(感謝の心)

③ 日常の食事は地域の農産物と関係があることを知る。(食文化)

- ・目標に応じて指導案を製作

「こまつなのたび」・・・地場野菜に興味を持つ。

野菜の働きを知り、食べようとする意欲をもつ。

地場産物直売所マップを配布する。

2) 給食費一食当たりの単価について

学校給食費一食当たりの割合(補助金を含まない額)

区分	小学校	中学校
一食当たりの給食費	225・95円	271・91円
主食(米飯、パン、麺類)	16%	19%
副食	65%	66%
牛乳	19%	15%

3) 学校給食費に対する補助について

牛乳代補助として牛乳1本(200cc)につき11円を、調味料補助として学校給食費月額額の2.1%補助。

4) 献立の内容について

- ① 米飯・・・小学校週3.6回 中学校週3.55回
- ② パン・・・国内産小麦使用の朝焼きパン
- ③ 麺類・・・国内産小麦使用のうどん・スパゲティ・中華めん
- ④ 牛乳・・・牛乳200ミリリットルを提供(月1回乳飲料または果汁飲料)
- ⑤ 副食・・・バラエティーにとんだメニュー  
[和食] たつた揚げ、松風焼き、肉じゃが、味噌汁、けんちん汁  
[洋食] グラタン、フライ、オムレツ、シチュー、カレー、ポタージュ  
[中華] マーボー豆腐、ウーースタン、ナムルなど

5) 学校給食の残食の処理について

給食業務で毎日出る野菜くずや残菜は、専門業者に処理委託、ペレットの有機堆肥(コンポスト)となる。

6) 食器の種類について

- ・大ボール、小ボール、深皿、お皿、飯椀、汁椀、丼、トレー
- ・強化磁器と強化耐熱ガラス製府中オリジナル(特注)
- ・トレーは滑り止め加工

7) 給食センター職員配置について

平成24年10月

- ・事務 6名（再任用1名）
  - ・栄養士 12名（市職員8名のうち嘱託2名、都職員4名）
  - ・調理員 48名 と 臨時職員27名
  - ・合計 職員66名（第一38名、第二22名、事務6名）臨時職員27名
- \*嘱託調理員勤務時間：午前8時～午後3時30分

(2) 給食における地産地消について

1) 府中市給食センター出荷の会について

- ・会費 2000円/年
- ・会員 104名（認定農業者15名）  
（当初22名からスタートし、22年より農産物を給食にを目的に広く市内の農家に呼び掛ける）

2) 給食センター納入価格について

- ・競争入札のなかで納入している

3) 地産地消のメリット、デメリットについて

- ・メリット 個人出荷出来、SMLによらず納品できる。売れ残りが無い。
- ・デメリット 大きさが違う。サイズが異なり、カットが難しい。

4) 納品の確実性について

- ・キャンセルもある

5) 減農薬の取組について

循環型農業普及事業

- ・レンゲ、マリーゴールド、有機堆肥、鶏糞等の循環肥料を市が一括購入し、市内農家に提供している。
- ・落ち葉堆肥を市が提供しているが、現状は放射能問題で休止となっている。

(3) 農業の今後における継続性・進展について

1) 平成24年度農業振興事業

① 農業まつり運営費 3,807千円

- ・農業まつり  
農業者と市民とのふれあいを通じて都市農業への理解を深める。

- ・農業品評会  
農業者の生産意欲の高揚と生産技術の向上を目的とする。
- ② 循環型農業普及事業 2, 862千円  
有機堆肥や緑肥を配布することにより低農薬、減化学肥料による農産物の栽培促進
- ・配布予定  
堆肥：ミックス堆肥、IC バーク、BM 小清水、オルガグリーン、鶏糞、乾燥牛糞、発酵豚糞、他  
緑肥：レンゲ、マリーゴールド、えん麦、ソルゴー
- ③ 農産物特産化事業費 309千円  
府中産農産物のブランドイメージの向上を図るため、先進技術の普及、販売ルート拡大、特産品の研究、ITを利用した府中産農業のPRなど、生産から流通までに関する事業実施。
- ・地場流通の推進：直売マップの改訂、学校給食への提供
- ・特産品の開発：黒米焼酎など
- ・観光農園のPR：マップ、看板の作成など
- ・労働力支援：援農ボランティア
- ④ 市民農業大学運営事業費 705千円  
農業者の指導のもとで、播種から収穫まで一貫して農業を体験する機会を設けることにより、農業の大切さを伝え、地域に根ざしたと市農業の推進を図る。
- ⑤ 子ども農業体験推進事業 2, 470千円  
子どもが農業体験できる場を提供し、食べ物の安全性や大切さ、自然の恵みや農業の役割を伝える。
- ⑦ 灌漑用水対策事業補助金 2, 350千円  
水稲栽培に必要な灌漑用水の確保を図る。
- ⑧ 農業生産団体育成事業補助金 7, 699千円  
市場性を高め農業経営の安定化を図るため農業生産団体が行う生産資材、出荷資材等の協働購入に対し補助。
- ⑨ 生産緑地地区指定農地等振興事業補助金 7, 880千円  
農業者の経営の安定と農業の保全を図るため、生産緑地w耕作する農業者に対し、農業用機械用具等の購入費を補助。
- ⑩ 農業担い手支援事業補助金 249千円  
農業担い手が構成員として30人以上いる団体の運営事業に対し補助することにより、市内における農業の担い手の確保・育成を図る。
- ⑪ 農業経営改善事業補助金 6, 866千円  
認定農業者に対し、農業用機械用具等の購入費を補助することにより、認定農業

者制度の推進や農業後継者の育成などを図る。

⑫ 地産地消推進事業補助金 2,400千円

地産地消を推進する農業者が行う事業に対し、補助することにより、市民還元型の農業の実現を図る。

⑬ 都市農業経営パワーアップ事業 8,000千円

農業経営の改善を地域で取り組む農業団体を支援し、都市農業の経営力の強化を図る。

#### 4. 所感

地産地消の推進の根本は平成17年制定の府中市農業振興計画にあり、地域で無駄なく消費し農業経営が存続する仕組みと努力と協働の精神を構築されている現状があった。次世代に継承される農業経営があった。

生産者の顔がみえる学校給食や各家庭の食卓に安全でおいしい野菜がならぶ府中市の取組に感動を覚えた。

松阪市においても、市街化調整区域における、農業の将来を見据えた取組が市民にとって安全・安心の地域づくりに繋がることを確信した。

府中市民のお話によれば、住みたい町との認識をもつ転入者が増えているとのことである。府中市は安全安心の幸せを実感できる町づくりを実践しているといえる。



この名刺は一年間ケチンを使用しています

①ほっとするね 緑の府中

**府中市**

---

市民生活部 経済観光課  
農政担当主幹  
(兼) 農業委員会事務局長  
(兼) 農地振興係長

副都にやさしいまち

**八木 幹夫**

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地  
電話 (042)335-4215(直通) FAX (042)360-9370  
URL <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>  
E-mail [nougyou@city.fuchu.tokyo.jp](mailto:nougyou@city.fuchu.tokyo.jp)

この名刺は一年間ケチンを使用しています

①ほっとするね 緑の府中

**府中市**

---

教育部 学務保健課 給食センター所長  
(兼) 給食センター整備担当主査

副都にやさしいまち

**堤原 聡**

〒183-0026 東京都府中市南町3丁目5番地  
電話 (042)366-8375(直通) FAX (042)340-7128  
URL <http://www.lunch.fuchu-tokyo.ed.jp>  
E-mail [gakumuhoken03@city.fuchu.tokyo.jp](mailto:gakumuhoken03@city.fuchu.tokyo.jp)

この名刺は一年間ケチンを使用しています

①ほっとするね 緑の府中

**府中市**

---

議会事務局 庶務課 調査係

**菅野 佳享**

〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24西庁舎2階  
電話 (042)335-4506(直通) FAX (042)364-5415  
E-mail [gikaisyomu01@city.fuchu.tokyo.jp](mailto:gikaisyomu01@city.fuchu.tokyo.jp)

この名刺は一年間ケチンを使用しています

①ほっとするね 緑の府中

**府中市教育委員会**  
**教育部学務保健課**

---

給食担当  
副主幹 **須恵正之**

副都にやさしいまち

〒183-0026 東京都府中市南町3-1  
電話 042-365-2655  
FAX 042-340-7127  
URL <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>  
E-mail [gakumuhoken03@city.fuchu.tokyo.jp](mailto:gakumuhoken03@city.fuchu.tokyo.jp)

## II. 東京都 衆議院第一会館 918 号室

### 1. 今後の公営ギャンブルの見通し

(1) 競輪事業について 講師：経済産業省製造産業局車両室 川合 現 室長

#### 1) 歴史

第二次世界大戦後の窮乏した地方財政とくに戦災都市の復興と荒廃した自転車産業の振興を目的とした自転車競技が昭和23年7月に議員立法が成立し、同年11月小倉市（現在北九州市）で第1回競輪が開催された。この第1回開催が予想以上の成功であったため、当時は地方財政の苦境を反映して急激に発展し、松阪市では1950年昭和25年12月に開設し、3年後の1953年までに全国に63カ所の競輪場が建設された。しかし競輪の急激な発展とともに賭け事が持つ種々の社会的な弊害が発生し、競輪の諸制度、機構、運営等の改善及び監督強化などについて数回の法律改正が行われた。

#### 2) 競輪事業の目的

- ① 競輪事業は、自転車競技法に基づき、「自転車その他機械工業の振興」、「体育、社会福祉等の増進」、「地方財政の健全化」を目的として地方公共団体が実施している。
- ② 現在、46地方公共団体等（一部事務組合）が45か所の競輪場にて実施。
- ③ 場外車検売場数は65箇所。

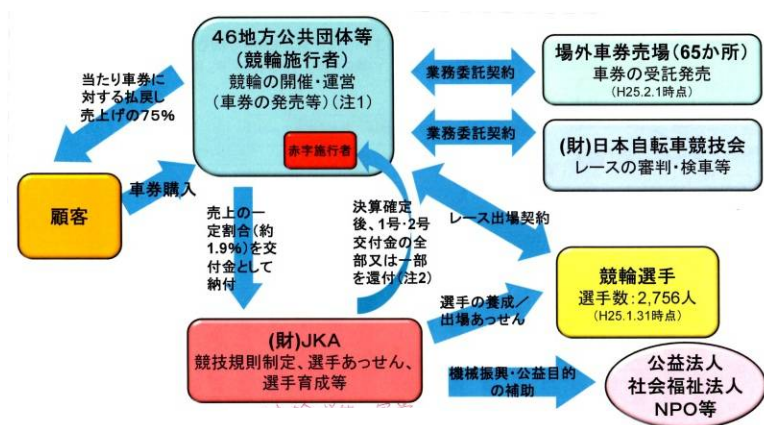
#### 3) 競輪場事業の運営体制

当たり車券に対する払い戻しは売上の75%を顧客に配当。

残り25%は46地方公共団体が、競輪の開催・運営や、売上の一定割合（約1.9%）を交付金として（財）JKAに納付し

ている。（財）JKAは、競技規則制定、選手あっせん（選手数2,756人）やNPO等へ機械振興・公益目的の補助を行っているほか、赤字施行者に対し決算確定後に1号・2号交付金の全部又は一部を還付している。（平成24年度松阪競輪決算確定後、1号機械振興及び2号等を経費削減し、支援のため全部又は一部返還される予定である）

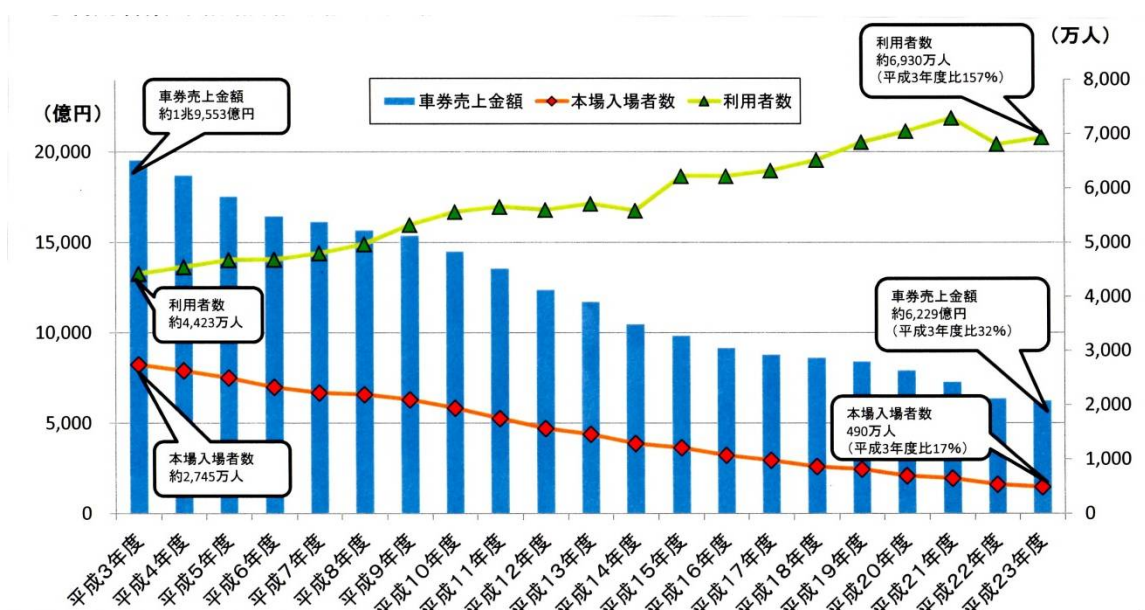
また、競輪施行者は、（財）日本自転車競技会へレースの審判と検車等業務委託契約（自治体の方々からのレースを運営している。）や競輪施行者間でも車券販売委託（場間





場外車券発売)を行っている。

#### 4) 競輪の車検売上金額及び利用者数等の推移



- ① 最近の競輪の売上高は一貫して減少。直近の売上高はピーク時（平成3年度バブル期約1兆9,553億円）に比べて約7割も減少（平成23年度6,229億円）している。
- ② 本場入場者数はピーク時（平成3年度約2,745万人）に比べて今は約8割減少（平成23年度約490万人）している。
- ③ 利用者数（本場、場間場外、場外車券発売場および電話投票（インターネット投票を含む））は増加の傾向にある。

#### 5) 競輪の車券売上高の変動要因（前年度金額差）及び利用者数等の推移

- ① 売上の主な減少要因は、本場以外の一人当たり購買額及び本場入場者数の減少。
- ② 平成22年度本場購買額（本場）の経営が苦しくなっている。反面本場以外の期間場外場外車券、電話投票（インターネット投票）のお客さんの延べ数は伸びている。
- ③ 1人販売当たり販売単価減っている。

#### 6) 競輪の車券売上金額の構成比の推移

- ① 本場の売上は、全体のわずか11%しか占めておらず、場間場外は約3.7倍、電話投票の売上は約2.1倍の寄与度となっている。

#### 7) 競輪施行者の営業活動の収支（平成23年度）

- ① 競輪施行者の営業活動収支（本場での開催収支＋場外への委託販売等による収支）を見ると、平成23年度合計は約117億円。
- ② 47施行者のうち、黒字施行者は40団体、赤字施行者は7団体となっている。

## 8) 自転車競技法の一部改正（平成24年3月）概要

### ① 交付金制度改革

- ・特定交付金還付制度は廃止  
現行の特定交付金還付制度は延長せず、廃止。
- ・交付金率の引き下げ  
2.1%から0.2%を引き下げ、約1.9%に改正。
- ・赤字還付制度の導入  
施行者は、収支決算において赤字（交付金納付後の営業活動収支ベース）確定した場合、既に納付した1号・2号の限度として、当該赤字相当額の交付金の還付を受けることができる。

（注1）1号交付金：機械振興目的に活用、2号交付金：公益増進目的に活用

### ② 事業規制の大幅な見直し

- ・的中者に対する払い戻し率の範囲拡大  
勝者投票及び勝車投票の的中率の下限を現行の75%から70%に引き下げ。  
オートレースは、昨年5月引き下げたが大ロフアンが逃げる傾向で深刻になっている。
- ・開催回数・開催日程の規制の廃止  
年間開催回数の下限規制、開催の日取り調整に関する経済産業大臣の指示権限を廃止し、施行者の事業運営の自由度を高める。

## 8) 競輪の活性化策の概要

### ① ミッドナイト競輪（平成23年1月～）

21時過ぎから開催される競輪。ドーム型競輪（小倉、前橋）で開催され、平成24年10月には青森競輪場でも実施。入場客はおらず、インターネットのみで車券を発売。若い人昼間は来られない夜間インターネットでファン拡大し、昨年12月までで約45億円の売上げ

### ② 重勝式統一発売（平成24年4月～）

複数のレース勝者を的中させる車券販売で、払い戻し金の最高限度額は200円に対し12億円。従来の1場当たりのみで行っていた加算金（キャリアオーバー）について、GⅢ以上の開催（グランプリ、GⅠ、GⅡ、GⅢ）において全競輪で引き継ぐ方式（統一発売）に改めることにより、加算金を貯まりやすくし、売り上げ増加を目指す。昨年12月までで約4億円の売上。

③ 7車立てレース（平成24年1月～）

普通開催のレースにおいて、車立てを減らし（9車から7車）、的中率を向上させるとともに、距離を短縮し（2025mから1600m）、スピーディなレース展開により、顧客の関心を高める。さらに、実施レース数の削減等によりコスト削減を図る。

その結果、当たりやすくなった上、対前年約14億円の賞金削減となった。

④ ガールズケイリン（平成24年7月～）

女子選手による競輪を導入し、女子選手ならではのファッション性・スポーツ性にも訴求することにより、若年層の新規客の獲得を見指す。

本年1月中旬までで約28億円を売上げた。

9) 競輪事業の今後の見通し

① 5年後（平成28年度）の売上高（試算）

- ・試算が難しいが機械的に5年で6.3%落ちる。

（例えば5年後4,999億円、対前年度マイナス0.14%）

- ・安倍政権になって株等の値が上がり、電話投票に期待したい。
- ・過去のファンがそのまま高齢化し、新しいファンの獲得は難しい。

② 主な考慮要因

- ・利用者数が増えるか否か。
- ・利用者一人当たり平均車券購入額が増えるか否か。
- ・場外車券発売、インターネット投票を拡大できる否か。

顧客の視点に立ったサービス改善（買いやすさ、施設改善、ワクワク感等）が必要。

(2) 経済産業省製造産業局車両室 川合 現 室長より

希望としては、松阪競輪場が単に赤字のために、廃止の方向へ進めるのは、如何なものか。長く松阪競輪場を親しみに、楽しみにしてきたファンが、余裕がなくなり又インターネットなどに馴染めない方々のために、業界存続のために、場外売り場（特によく売上げる川越場外売り場）を残していただきたいと思いがあり、残して頂ければありがたい。モニターを見ながら車券を買うという資産を持っている。

松阪競輪が、沢山のメニューを残していたら良かった。何故、経営努力を怠ったのか。

## 2. 質疑応答

Q：松阪競輪事業が廃止になれば、川越場外はどうなるのか。サテライトと民営事業との関係は？

A：最近、四国の観音寺市は、直営の競輪事業を休止したが、岸和田市の施行者が許可を取ると思われる。サテライトで民営事業に委託すると思われる。

まだ、許可は取り消しになっていないが、岸和田市競輪を実施しサテライト民営に委託すると思われる。

民間企業として施行者の了解を取る場合、反社会的な方が請負をされると困ったことになるため、身分保障が条件となる。

Q：松阪競輪の川越場外は、サテライトか、どこの施行者の了解になるのか？

A：現在、サテライト化されている。松阪競輪が、運営を辞める時は、一般的に施行者のライバル競走になる。施行者の四日市市の了解を取らなければならない。しかし四日市以外でも結構である。できるだけ業界に相談して許可制が無いようにしたいが、施行者は既に既得権を作っている所以自由に付くことにしたい。

Q：包括民営化で契約を結ぶと、一部の民営化となり従業員の雇用削減に繋がるのではないか？

A：包括民営化を希望する業者は沢山ある。ただ、従業員の雇用や市職員の経費等が増大すると減少気味になる。但し、施行者と市は契約が設備投資を希望する業者が対して条件をつける。(契約を5年、3年、1年となる)

Q：松阪市の場合、どんな民間の請負会社が、希望されるのか？

A：「日本写真判定」や「日本トーター」、「富士通」などが手を上げると思う。

Q：サテライト化すると施行者の許可制で観音寺市はまだ権利は保持しているので、いずれどこかと了解を取ると思われるがどうか？

A：現在岸和田競輪の場外売り場で了解し、許可申請を受けるだろう。観音寺市は、岸和田市へ1%契約料支払される。

Q：自己責任で場所を貸す。場間外場外施行権がなくなるがどうか？

A：サテライトの許可を得てもらう。

Q：川越場外売り場は、松阪市の施行権がなくなればどのような手続が必要か？

A：実施者の変更届が必要となる。

Q：車券売上で、25%の経費のうち選手賞金の占める割合が大きいのが、ボート選手は、1日2回出場する、競輪選手は、1日1回保障金が高いが、削減されないのか？

A：選手賞金は、全輪協と施行者が年1回話し合いで決めるが、ある程度優遇されている。

Q：松阪競輪本場を車券売り場だけで行う場合はどうか？

A：期間場外の施行権がなくなり委託販売のみの事業になる。

Q：小松島など施工者が開催日減らしているがどうか？

A：場外売り場はもっと売って欲しい、特に川越場外はよく売れるので、1日4場（4ヶ所）競輪場で売って欲しい。川越のサテライトは費用はいらぬ。結構良い状況。ただし地元対策金はある。一般論として、サテライト経費率は非常に良い。

### 3. 所感

今回の研修において、全国の競輪場が置かれている苦しい立場や競輪事業の現状がよく分かった。平成3年をピークとして車券の売上が落ち続け、今後、その売上が伸びなければ競輪事業の未来は無いと思われる。そのためには、新規ファンの獲得は不可欠であるが、景気の影響もあってか馬やボートやオートも含め公営競技全体が振るわず、展望がなかなか見えてこない。

松阪競輪においては、本場の他に有力な川越場外車券売場を持つといっても、経費が倍近くかかることもあって、売上が大幅に伸びなければ収支は今後も苦しいであろう。

赤字を出して一般会計から競輪事業会計に今以上の資金を注入することなく、雇用を確保しながら確実に黒字運営を続け、そして競輪という身近なレジャーに対する市民のニーズに応じていく方策を模索するためには、市民の声を聞きながら市と議会がこの問題について慎重に議論し、それを見出していく必要があると考える。



## 2. 年金制度改革について

### (1) 年金制度改革について

講師：厚生労働省年金局年金課 須田 俊之 企画官

#### 1) 公的年金制度の仕組み

- ・現役世代は全て国民年金に加入し、保険料の納付又は免除・猶予を行う義務がある。
- ・基礎年金は全国民が対象（一定期間以上国民年金に加入することが条件）
- ・民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。
- ・第1号被保険者（自営業者等）1,904万人
- ・第2号被保険者（民間サラリーマン・公務員等）3,983万人
- ・第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）978万人

#### 2) 公的年金制度とライフコース

- ① 国民年金（第1号被保険者）：自営業者・大学生等
  - ・20歳から原則59歳まで、毎月14,980円（H24）を負担（免除制度あり）
  - ・65歳から亡くなるまで、月約66,000円（基礎年金を受給）
- ② 厚生年金・共済年金（第2号被保険者）：（会社員・公務員等）
  - ・就職から退職まで、月給の約16.8%（H24.9～）負担（半分は会社が負担する）
  - ・65歳から亡くなるまで、平均月約162,000円（基礎年金+厚生・共済年金受給）
- ③ 国民年金（第3号被保険者）：（専業主婦等）
  - ・20歳から原則59歳まで、第2号被保険者全体で負担
  - ・65歳から亡くなるまで、月約66,000円（基礎年金を受給）

#### 3) 今後の年金保険料の引上げスケジュール（厚生年金・国民年金）

- ① 厚生年金の保険料率
  - ・改正を行わなければ保険料率は25.9%まで上昇するため、国庫負担割合の引上げ、積立金の計画的活用、給付水準の見直し等の改正を行い引き上げを抑制する。（H16年度の13.58%からH29年度まで段階的に上昇させ最終保険料を18.30%とする）
- ② 国民年金の保険料
  - ・改正を行わなければ保険料は29,500円まで上昇するため、国庫負担割合の引上げ、積立金の計画的活用、給付水準の見直し等の改正を行い引き上げを抑制する。（H17年度の13,300円からH16年度価格まで段階的に上昇させ最終保険料を16,900円とする）

\*H16年度価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したもの。実際に賦課される保険料額は、H16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められる。従ってその額は賃金上昇の状況に応じて変化する。

#### 4) 平成24年の年金制度改正

- ① 基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
  - ・現役世代は全て国民年金に加入し、高齢者になれば基礎年金の給付を受ける。
  - ・平成26年度以降、消費税収(1%)を使って基礎年金国庫負担割合を2分の1(従来国の負担は36.5%)に引き上げることにより、将来の年金の支払いに支障が生じないようにしている。
- ② 受給資格期間の短縮(25年→10年)
  - ・将来の無年金者の発生を抑えていくという視点から、老齢基礎年金の受給資格をこれまでの25年から10年間に変更する。
  - ・現在、無年金である高齢者に対しても、受給資格期間を満たしている場合は税制抜本改革の施行時期に合わせて平成27年10月以降納付済み期間に応じて支給する。
  - ・65歳以上の無年金者約42万人の納付済み期間の割合は、10年未満が59%、10年～25年未満が41%となっている。
- ③ 被用者年金の一元化(年金の官民格差の是正)
  - ・同じ被保険者でもあるにも関わらず、制度が職域ごとに分立しているため、給付水準、給付設計が異なっていることから、平成27年10月から共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化する。具体的には、公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一にする。

#### 5) 年金制度改革の動きについて

- ① 社会保障・税一体改革で実現した事例
  - ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
  - ・受給資格期間の短縮(25年→10年)
  - ・産休期間中の社会保険料免除
  - ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
  - ・短時間労働者への厚生年金適用拡大
  - ・厚生年金と共済年金の一元化
  - ・年金額の特例水準の解消
  - ・年金特例公債(つなぎ国債)による24・25年度の基礎年金国庫負担2分の1
  - ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付

#### 6) 「現役世代の所得の一定割合を高齢者に配る」それが年金の仕組み

経済が成長し、現役世代の所得が上がれば、お年寄りの年金も増える。

多くの人が元気に働ける会社を作れば、年金制度という支え合いの輪に参加して、支えてくれる人が増える。

そういう当たり前に思えるようなことをしっかりとやっていく、結局はそれが、少子高齢化を乗り切ることにつながる。

## (2) 厚生年金基金制度の現状と課題

講師：厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 正野 直子 課長補佐

### 1) 厚生年金基金制度の仕組み

・厚生年金の一部を国に変わって支給しており、当該支給を行うための費用として事業主から保険料を徴収し、加えて、各年金ごとに上乗せ給付を行っている。

#### ① 基金に加入していない者（国から支給）

・厚生年金（約 10 万）＋基礎年金（夫婦で 13 万円）＝約 23 万円→約 16%国に納付

#### ② 基金に加入している者（基金から支給＋国から支給）

・上乗せ分（掛け金の大半は事業主が負担 約 7 千～1.6 万円）＋厚生年金代行給付（掛け金は労使折半 約 3 万）＋厚生年金本体支給分（約 7 万）＋基礎年金（夫婦で 13 万円）＝約 24 万円→約 12%国に納付

\*基金から支給（基金上乗せ分＋厚生年金代行給付＝約 4 万円）→5%基金に納付

\*国から支給（厚生年金本体支給分＋基礎年金＝約 20 万円）→12%国に納付

### 2) 厚生年金基金の財政状況

・平成バブル崩壊後の金融経済環境の悪化により、基金財政は厳しい状況が続いている。

・最近では、保有資産が、代行給付に必要な額に満たない「代行割れ」基金も増加しており、平成 23 年度の代行割れ基金数は全基金の 5 割、代行割れは 1.1 兆円となっている。

・代行割れしていない基金も、運用環境次第によって代行割れになる可能性がある。1～2 年の運用環境の変化で代行割れになるリスクを抱えている基金は全体の 9 割程度となっている。

### 3) 厚生年金基金制度改革に関する厚生労働省の試案（平成 24 年 11 月 2 日）の骨格

#### ① 基本的視点

・「代行割れ問題」への対応。

・企業年金の持続可能性を高めていくための選択肢の多様化。

・代行制度の持続可能性の検証とこれを踏まえた代行制度の見直し。



## ② 具体的内容

- ・代行割れ基金については、早期解散を促す方向で、現行の特例解散制度を見直す。
- ・母体企業の自己負担原則、厚生年金本体との財政中立を基本としつつ、一定条件の下に、特例措置を拡大。
- ・企業の追加負担が少なく、運営コストの低い企業年金の選択肢を追加。
- ・厚生年金基金から、他の企業年金等に移りやすくするための支援策を提示。
- ・代行制度は他の企業年金への移行を進めながら 10 年間で段階的に縮小し廃止。

## 3. 質疑応答

Q：第3号被保険者制度の見直しはあるのか？

A：見直すか、見直さないかは今後の議論次第。2人単位で計算をする案もある。

Q：年金の官民格差を是正するとはどういうことか？

A：公務員、私学教職員の保険料率や給付内容が民間サラリーマンと同じになるように段階を追って改正し、最終的に同じにする。

Q：教職員は給与が高い、年金も高いのか？

A：給与が高ければ年金も高い。

Q：年金と生活保護のバランスはどうか？

A：6700万人中300万人が払っていない。未納者がいても滞っていない。長期的に見てもバランスはとれている。払っていない人には払えない。手続きをすれば2分の1の免除となる。納付免除は申請する必要がある。

Q：生活保護と年金の比較は？

A：年金については払った分を支払う。制度が違うことから比較はできない。生活保護になると自由度を失う。自由度からいえば、年金の方がよい。

Q：厚生年金から障害者年金に切り替えられないのはなぜか？

A：根本の見直しがされていない。貰い始める前に判断をして後の交付になる。一度受給するとそのままになる。今後の課題である。

Q：保有資産が、代行給付に必要な額に満たない代行割れ基金が増加しているが、代行割れしてもやっつけていけるのか？

A：代行割れしても債務は返さなければならないが、裁判になってもなくなったお金は帰ってこない。

## 4. 所感

厚生労働省では、急速に進行する少子高齢化を見据え、国民の老後を支える公的年金制度の企画立案を行い、将来にわたって持続可能で国民が安心できる年金制度の確立に取り組んでいる。

年金の財政方式には「積立方式」と「賦課方式」がある。

積立方式は現役時代に納めた保険料を積み立てて運用したものを老後に年金として受給。賦課方式は、現役世代から徴収した保険料をその時の高齢者に対して保険給付をするというものである。積立方式であれば、将来受け取る年金を積み立てている感覚であるから、そんなに不安を感じない。しかし、賦課方式は、今支払っている保険料がそのまま、今の高齢者が受け取っている老齢年金となっているということから、将来果たしてもらえるのかという疑問が生じる。

この賦課方式で一番問題なのが少子高齢化。保険料を納める現役世代が減り、保険を受給する高齢者が増える。

2010年では、65歳以上の高齢者1人に対して、20歳から64歳までの現役世代は2.5人。2.5人の現役世代が1人の高齢者を支えていればよかったが2055年には、高齢者1人を1.2人の現役世代で支えると予想されている。

現時点で厚生年金を受給している夫婦2人の標準的な年金受給額は、月額231,648円。(平成23年度厚生労働省発表。老齢基礎年金を含む。夫の平均標準報酬36万円で40年間就業、妻も40年間専業主婦の場合)

それに対して、現役世代の老後の年金事情はどのようになるのか？今まさに政府が社会保障と税の一体改革として、国民年金法の改正案を出している。低年金や無年金がなくなるよう、最低保障年金や高所得者の基礎年金を削減するなどのこれらの案。いずれも、現役世代の将来に大きく影響を及ぼす。年金制度の現状や問題点を把握したうえで、今後の動向をしっかりと見極めたい。

また、松阪市を含め日本には多くの過疎地域がある。それらの地域では、例えば65歳以上の人口が4割、子ども達の多くは都会に移住し、年老いた夫婦や1人暮らしの老人が年金収入を頼りに細々と生活している。「そんな老人の年金を切れと言うのか」との意見をよく耳にするが、それは、年金制度の問題ではなく社会保障制度全体のあり方の問題である。

公的年金制度（少なくとも基礎年金）を社会保険制度ではなく、狭義の社会扶助制度の一環として位置付ける議論もあるが、維持可能でない制度を維持するために多額の国民負担を強いるのではなく、維持可能な制度に速やかに切替えるのが先決である。過疎地の問題や、貧窮老人世帯の問題は、年金制度にしわ寄せをする問題ではなく、今後どうするかを真剣に討議するに値する問題である。



厚生労働省 年金局年金課  
企画官 須田 俊 孝  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
電話(03)35253-1111 内線3391  
直通(03)3595-2864  
FAX(03)3593-8431  
E-mail: suda-toshiyuki@mhlw.go.jp



厚生労働省年金局  
企業年金国民年金基金課  
企画調整専門官 正野 直子  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
電話(03)35253-1111 内線3328  
直通(03)3595-2865  
FAX(03)3593-8431  
E-mail: shouno-naoko@mhlw.go.jp



### Ⅲ. 東京都中央区八重洲ダイヤ八重洲口ビル3階 あすか会議室

#### 1. これからの自治体経営刷新に向けた勘所

講師：フリーランスのコンサルタント／インストラクター 江口 雅祥 氏

##### (1) 事実前提と価値前提

- 1) 事実前提の経営。(過去の延長から積み上げる方法)
  - ・事実前提とは、客観的な情報や事実を判断基準にすること
- 2) 価値前提の経営。(逆算して考えていく方法)
  - ・価値前提とは、価値観や倫理観、哲学など本質的事柄を判断基準にすること
- 3) 両方の発想が必要であるが、逆算型を考えることが重要。
- 4) 経営にも品質がある。
- 5) 行政だけでなく、民間も取り入れていく。

##### (2) 戦略計画と行政評価の本質

###### 1) 米国バージニア州プリンス・ウィリアム・カウンティの事例

米国バージニア州プリンス・ウィリアム・カウンティは、首都ワシントン郊外でバージニア州の北部に位置しており、人口は約33万3千人、一般会計予算6.1億ドル、総計では16億ドル、職員数3,654人（うち常勤職員3,131人）の都市である。

アメリカ合衆国は州ごとに政治形態が異なっておりプリンス・ウィリアム・カウンティの政治は住民の選挙によりカウンスル（議会）8名が選出される。議会メンバーの下にはマネージャー（経営者1名）、その下にカウンティ政府があり様々な住民サービス・事業を実施している。

カウンティ政府とは、アメリカ合衆国において州の政策・事業・役務を執行するために設定された主要な地方統治単位であり、一般的に「郡」と訳されている。日本における郡とは異なり、役所、議会、警察などを持った、州の出先機関として、カウンティ内の市と調整しながら、基礎自治体としてのサービスを提供する地方行政組織である。

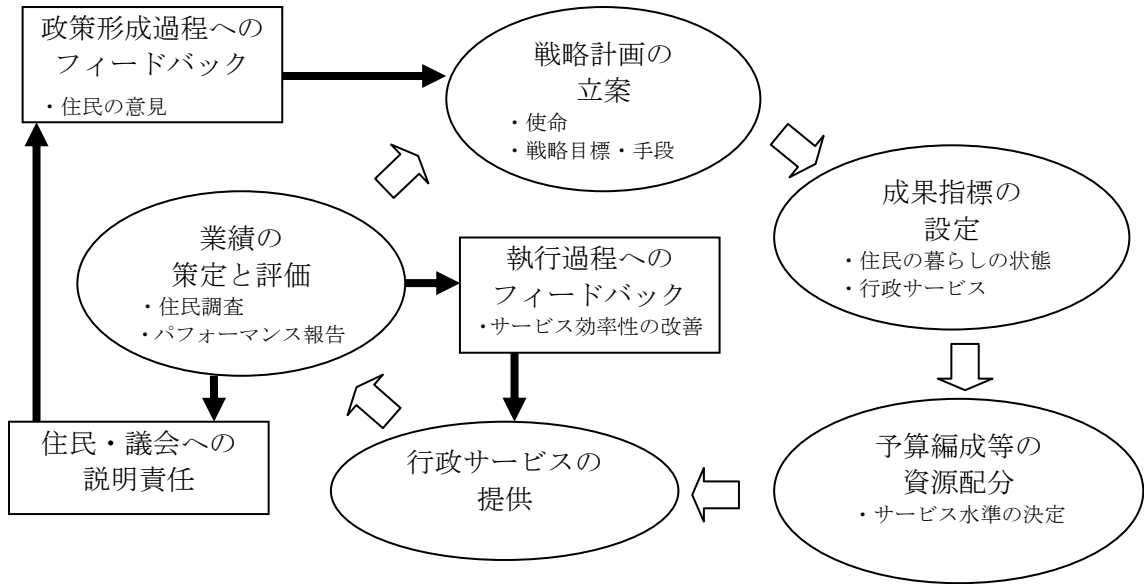
プリンス・ウィリアム郡のマネジメントサイクルは郡政府運営を行っており、住民に行政サービスの内容・実績を示し、住民ニーズの把握に力を入れている。

この行政マネジメントシステムは郡の行政サービスに対し、戦略計画の策定、指標設定、業績測定により運営を行う。

業績測定結果は郡政府報告書により毎年公表するとともに、住民意識調査などを通して住民ニーズの把握を次の行政サービスに反映している。

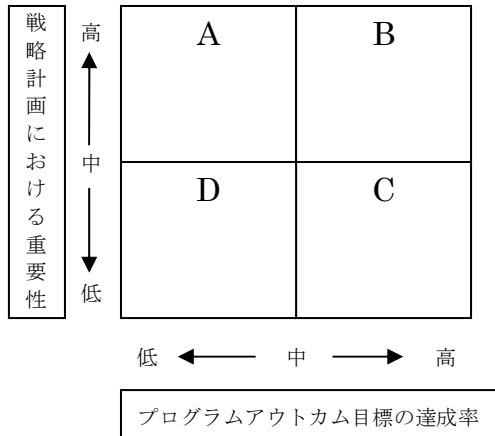
そして、住民ニーズの把握は、大学に委託して電話を利用した住民意識調査を毎年実施し、その結果を戦略計画の策定（4年ごとの見直し）や毎年の予算編成の活用に利用している。

① プリンス・ウィリアム郡のマネジメントサイクル



② 戦略計画と業績からみた予算配分の考え方

戦略とパフォーマンスのマトリクス



- A : もっと予算を投入して向上を目指す
- B : パフォーマンス維持、より安くできないか
- C : パフォーマンス維持、より安くできないか  
若しくは、より戦略上重要なサービスの検討
- D : 削減、若しくは廃止

\*すべての施策において現状把握と目標設定

③ 行政活動のアカウンタビリティーのためのレポート類

a) サービス努力と達成報告

- ・プログラム毎に業績測定の結果を整理し、時系列分析と周辺4自治体との比較分析。
- ・サービス提供にあたっては、いかなる努力をしているかを分析し報告。  
(予算指標：支出額、職員数、予算に占める資機材費、人件費の割合など)

b) 効率性レポート (行政内部で執行の改善)

- ・同じサービスをより安くできるか、より多くのより高質のサービスを同じコストでできるか、プログラムのために補助金が獲得できるのか。

- c) 住民意識調査：電話によるアンケート（大学に委託し 3,000 人アンケートの実施）
  - ・この町に住んでよかったか、暮らしの質全般に対する満足度調査を毎年行う。
  - ・行政サービスに対する満足度調査を 5 点満点で分野ごとに毎年行う。
  - ・次期の戦略計画の目標に対するウェイト付けを 4 年毎の計画改訂時に調査する。

### (3) 自治体経営システム刷新のポイント

#### 1) 経営システム刷新のチャンス

- a) 市町村合併時
- b) 選挙によって首長が変わったとき
- c) 基本構想・基本計画の策定・改定を行うとき
- d) 管理系（情報）システムを変えるとき
- e) 監査員から指摘を受けたとき
- f) 議会で指摘を受けたとき

#### 2) 自治体（行政）経営システムのポイント

- ① 多様な主体の政策目標の共有と政策形成への参画
  - ・行政、市民、事業者、公共団体、NPO 等が政策目標を共有しベクトルを揃える。
  - ・多様な意見、多様な情報、行政評価を踏まえて議論する。
  - ・判断の質をあげ、決める人たちが決める。
- ② 計画の戦略性（重点性）
  - ・基本計画の策定時点で、自治体が目指すべきものの一定の価値判断を提示する。
  - ・市長のマニフェストの成果の検証。こんな事も考えられるのではないかという指摘。
  - ・成果指標はどういう状態を目指すのか、明確にする。
  - ・事業仕分けは何を変えたいのか？数値を明確にした上で新しい取り組みを行い、成果を検証する。
  - ・もともとの判断が正しかったのか等の検証を行う。
- ③ 目標実現型のマネジメントサイクル
  - ・マネジメント（目標）の単位に対しては、必ず P D C A サイクルを構築する。
  - ・すべての行政活動は、定期的に評価を受け、説明責任を果たすとともに、フィードバックを行い、継続的改善を進める。
- ④ 目標の一元性と連関性
  - ・どの目標に向かっているのか一元的に整理する。
  - ・評価の指標や目標を一元化させ、全体として筋の通ったものとする。
  - ・最上位目標、上位目標、中位目標、下位目標は連関性を持たせる。
- ⑤ 体系の整合性
  - ・政策体系、組織体系、予算体系・評価体系の対応関係（どういう関連性が取れて

いるのか、どこが担当しているのか等)を明確にする。

⑥ 意思決定の集権・集中性と分権・自立性

- ・トップダウンで集権的・集中的に行う決定と、ボトムアップで部課が分権的・自律的に行う決定(責任と権限)のバランスを図る。
- ・大きな枠(歳出総額と施策の決定、全庁的目標設定等)はトップが決め、小さな枠(個別施策への資源配分、事務事業の選択と見直し、運営費レベルの意思決定)はダウンが決める。
- ・権限委譲は何を達成させるのか明確にしておく。(権限移譲と目標達成責任はセット)。

⑦ 客観的な評価情報に基づく経営判断

- ・評価情報とは「行政目的の成果に対する情報」と「要因・環境分析の情報」を整理した上で、今後の方向性を検討した情報。
- ・情報については、トップマネジメントが適切に遂行できるように、トップ側はスタッフ部門に情報供給の指示を出す。スタッフ部門は、必要な情報を各局の協力のもと提供する。
- ・意思決定にあたっては、評価情報を活用し、経営判断は客観的なデータを基に議論を行う。

⑧ 計画性と機動性、政治サイクルとの連動性

- ・中長期的な視野をもつ計画行政と、機動的な行政運営とのバランスをとる。
- ・4年単位の政治サイクル(市長選挙)との連動性を図る。

## 2. 質疑応答

Q: ストロングメーヤー型は大きな都市が多いのではないか?

A: ニューヨークなど大きな都市で多い。州を分割してカウンティがある。市を創るときにストロングメーヤー型、カウンスル・マネージャ型のどちらかを選んだ経緯がある。

Q: 日本の自治体の基準はどうか?

A: 市長にもよる。一概にどちらがいいか判断はつけられない。

Q: アメリカのように基礎の出来た人がストロングメーヤーになるのはいいが、日本の場合は基礎ができなくても選挙で通れば首長となれる。日本には向いていないのではないか。

A: アメリカの場合は自己研鑽を積んできた人になる。日本の場合は問題が発生する可能性がある。

Q: 評価するためには指標が必要であるが、指標を作るためには、さらにお金がかかる。良い参考例はないのか?

A: データを集めたり、加工するのは大事業でもある。評価・指標の大原則はアンケートや意見など、住民(ユーザー)に聴く。埋もれている情報は多くあることから、それを

引き出す事も重要である。事例として、兵庫県川西市、大阪市（80に分類し経営分析を行っている）等がある。

Q：定性目標と定量目標とのミスマッチがある。フィードバックの優れている自治体はあるのか？

A：毎年行っていればベクトル（方向性）が見える。データ分析でもわかる。京都市役所は2,000サンプルをとって分析している。満足度調査でも差を見ることができる。

Q：自治体経営において職員の資質を上げていくためには、どのような人材育成を行うべきか？

A：行政でも、自分の部署だけでなく全体（横・外）との繋がりを持っている有能な職員もいる。他の自治体との交流機会をつくり外からの刺激も必要。

Q：選挙があるため、首長が思い切った改革ができず行政劣化が生じている。

A：候補者同士の討論会等、それぞれの改革を主張できる場面の設定が必要。

### 3. 所感

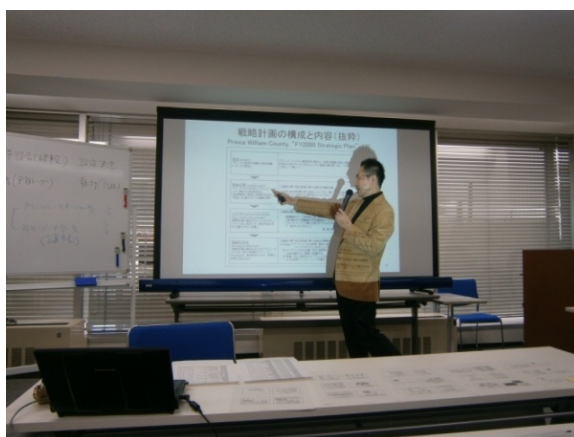
住民のライフスタイルや価値観の多様化に伴い、行政には事業・サービスのあり方・質の転換やスピード感が問われており、今まで以上に効率的・効果的な行政サービスへの要請が強まっている。

こうした中で、地方自治体の事業・サービスにおいては、新規・既存を問わず、改めてターゲットとする住民や地域のニーズに焦点を当てた創再生が求められている。そのため経営手法として、マーケティングが改めて注目されている。常日頃からの住民との密なコミュニケーションや、きめ細かなリサーチをもとにして、ターゲットとする住民ニーズに的確にヒットするサービスや、予測される潜在的な住民ニーズを先取りした予防的な事業等を実施することで、住民満足度の高い成果を生むとともに、長い目で見た行政資源の効率的な活用にもつながると考える。

今回、地方自治体の経営におけるマーケティング戦略の全体像と勘所について学んだカウンティは不況により予算の削減を余儀なくされた92年頃より、行政マネジメントシステムの構築を行いピンチをチャンスに変えた事例であった。

行政運営の原点は住民主体で戦略的経営を作成し、住民の信頼を得ることが基本であり住民にわかりやすい情報提供（アウトカム指標、経年比較、他団体比較等）を推進しなければならない。

他市の常識や日本の常識が他の類似団体と比べてどうなのか、世界の政治から見てどうなのか、全てが松阪市に通用するものではないが、マッチするところは提案して



いきたい。



#### IV. 東京都 衆議院第一会館 918 号室

##### 1. 防災対策（安全対策、津波対策等）

講師：内閣府政策統括官（防災担当）藤田 士郎 参事官補佐

南海トラフ巨大地震対策について、中央防災会議の中間報告が7月19日に出されましたが、その前の3月（東日本大震災より1年）に、いきなり出された被害想定が国内外に波紋を投げかけ、大きな不安感を募らせたことで、4月に専門家を配して、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループが立ち上げられました。

今回の中間報告では、津波に対してどの様に対処すべきかを、具体的な被害想定を基にまとめ、今のスケジュールとしては、年度内に最終報告を取りまとめる方向であります。

##### （1）中間報告の概要の位置づけについて

- 1) 南海トラフ巨大地震は、超広域にわたる巨大な津波、強い揺れを伴い、西日本を中心に甚大な人的・物的被害を生じさせ、国難ともいえる巨大災害となる。
- 2) 中間報告は、3月に公表された南海トラフ巨大地震による最大クラスの地震・津波の想定に対して不安感を募らせている地域の声を受けて、特に津波対策を中心として当面取り組むべき対策を取りまとめるとともに、今後重点的に検討すべき課題について整理したものである。
- 3) 今後、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による検討結果を受けて、被害想定を行い、予防、応急、復旧、復興対策を含めた南海トラフ巨大地震対策の全体像を最終報告としてまとめる。

##### （2）当面取り組むべき対策

レベル1の津波とレベル2の津波について、お浸いをしておくと、レベル1の津波は、海岸管理者の設定する発生頻度は比較的高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波である。

レベル2の津波の場合は、発生頻度はきわめて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波となる。

レベル1の対策としては、津波に強い地域構造の構築ある。

まず、レベル1の津波を基本に、海岸堤防等の整備、そして、行政関連施設、学校、社会福祉施設、医療施設等津波対策を特に講ずべき施設の耐浪化や配置の見直しが必要である。

レベル2の津波では甚大な被害が発生することからの回避として、比較的時間を要するが、災害リスクに対応した土地利用計画の策定と推進、そして、津波対策基盤の強化に関する仕組みの確立等で、国が地方公共団体に必要な支援を行う仕組みについて検討するとある。

この様に国からの中間対策状況下、各地域において、安全で確実な初動避難体制の確保等が、次の様に求められる。

- ① ハザードマップ等の整備促進
- ② 津波避難計画の策定促進
- ③ 安全避難空間の確保
- ④ 確実な避難行動の確保

これら中長期の整備が完了するまでの暫定的な措置として、最低でも比較的発生頻度が高い津波に対応するように、地域の特性に応じた総合的な津波対策の計画実施検証の推進をはかる。

そして、津波対策推進のための条件・環境整備として、防災意識の向上、防災訓練の強化、人材育成、情報伝達手段の多様化等が上げられ、又、広範囲の強い地震動への対応として、耐震診断、ライフラインの整備、液状化対策などへの整備も必要とされる。

対策推進のための仕組み・体制整備として、(推進組織の強化)(計画策定の充実)(支援措置などの財源確保)(法的枠組みの徹底)これらを具現化する。

これらの中間報告を基に、最終報告に向けて引き続きさらに検討すべき主な事項としては、災害応急活動体制の整備、防災拠点の整備、企業防災力の向上、復旧・復興対策の在り方が上げられている。

## 2. 質疑応答

Q：地震のメカニズムについて。東日本の大震災は、日本海溝の水深 6000m～8000m級のプレート境界上での連動地震により、マグニチュード 9.0 による大津波が発生したが、東海沖の南海トラフは水深 3000mから少し見直されて 4000mと聞いている、それによって 3 連動の場合マグニチュード 9.1 と最大の場合の想定が大きくなったのか？

また、平成 9 年と 17 年の南海トラフ上での 3 連動による被害想定改訂版は何時出されるのか。

A：2003 年（平成 17 年）に出した 3 連動は、ゆれる範囲をしっかりと提示したが、今回の東北での震災を基に、これまでマグニチュード 8 前後であったものを、大きく見直し範囲を広げたことで超最大級の 9.1 とした。

また、被害想定改訂版については、今年度末までに、南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループの最終報告書が出された後に、最新版が出される予定である。

Q：津波の高さと震源地の水深の深さとの関係と、強振動の場所が変わるメカニズムはどうなっているのか？

A：強振動の場所としては 7 通りぐらいある。南海トラフ上で割れた規模や範囲により、強振動の場所が変わるため、組み合わせにより想定も変わる、また、直下型を誘発することも十分に考えられる。

Q：伊勢湾内での津波に対して、護岸整備が遅れているし、河川への溯上も心配である。  
静岡県浜岡原発の対策は？

A：河川の溯上は、東北仙台の名取川の例にも見るように、溯上だけでなく陸側から堤防  
や護岸が潰される事も多くあった。水門を自動的に閉める設備もあるが、まずは各地区  
において逃げるが先と考えること大事。堤防や護岸整備については、伊勢湾台風後 50 年  
以上経つが、整備の遅れは否めない、又原発については、中部電力の対応に期待したい。

Q：内閣府中央防災会議の決定指針にある防災大綱について。各地方自治体においては、  
官民が連携の下防災訓練等を繰り返し意識の向上をはかりなさいと書かれているが、ま  
だまだ住民のところに浸透していないし東北震災から 2 年、網意識が下がっている。国  
の法律でもある対外対策基本法や防災大綱を、地方自治体の足元まで届けないと、災害  
時の減災に繋がらないのではないかと？

A：内閣府では、中央防災会議の中身を徹底して、各地域のブロックへ伝えていく、又、  
教育分野においても継続的に小学生や中学生に色々な角度から防災を伝えていくことも  
大事であると考えている。

Q：各自治体に危機管理専門官の常設を義務付けることを、大綱に上げていただけないか？

A：おっしゃる通りです。

#### 4. 所感

この度の研修は、内閣府の防災担当と言う事で色々期待するところが大きかったの  
ですが、私的には少し時間が足らなかったことと、説明の内容にも、市町の担当者と同じく  
専門性については、少し満足のいくものではありませんでした。

国における中央防災会議「防災対策推進検討会議」の委員名簿においてもまだまだ、学  
識経験者に依存度が高く、官僚や行政に知識・意識が伝わっていない様に思う。

以前からも伝えているように、やはり各市町の担当部局に専門官を置くことの必要性を  
改めて感じました。

  
内閣府  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（調査・企画担当）付  
参事官補佐 藤田 士郎  
〒100-8969 東京都千代田区霞が関1-2-2  
中央合同庁舎第5号館3階  
Tel: 03-5253-2111（内線 51307）  
03-3501-5693（直通）  
Fax: 03-3501-5199  
E-mail: shiro.fujita@cao.go.jp



## 2. 地方自治法の改正に伴う政務活動費（政務調査費）の取り扱いの変更

講師：総務省自治行政局行政課 寺田 雅一 地方議会企画官

地方自治法の一部を改正する法律の概要（平成24年9月5日公布）

地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等について必要名改正を行う。

### (1) 地方議会制度

#### 1) 地方議会の会期

・地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとする。

＊通年の会期とは、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするもの。

＊通年の会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日を条例で定める。

＊長等への議場への出席義務については、定例日又は議案の審議に限定する。

＊長等が議場へ出席出来ない正当な理由がある場合に、議長に届け出たときは出席義務が解除されることとする。（定例会・臨時会においても同様）

＊長等に議場への出席を求めるに当たっては、執行機関の事務に支障を及ぼさないように配慮することとする。（議員修正により追加されたもの）

#### 2) 臨時会の招集権

・議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。

#### 3) 議会運営

・委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法律で定めていた事項（例：常任委員は会期の始めに議会で選任）を条例に委任する。

#### 4) 政務活動費（議員修正により追加されたもの）

・政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を条例で定めることとする。

・議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとする。

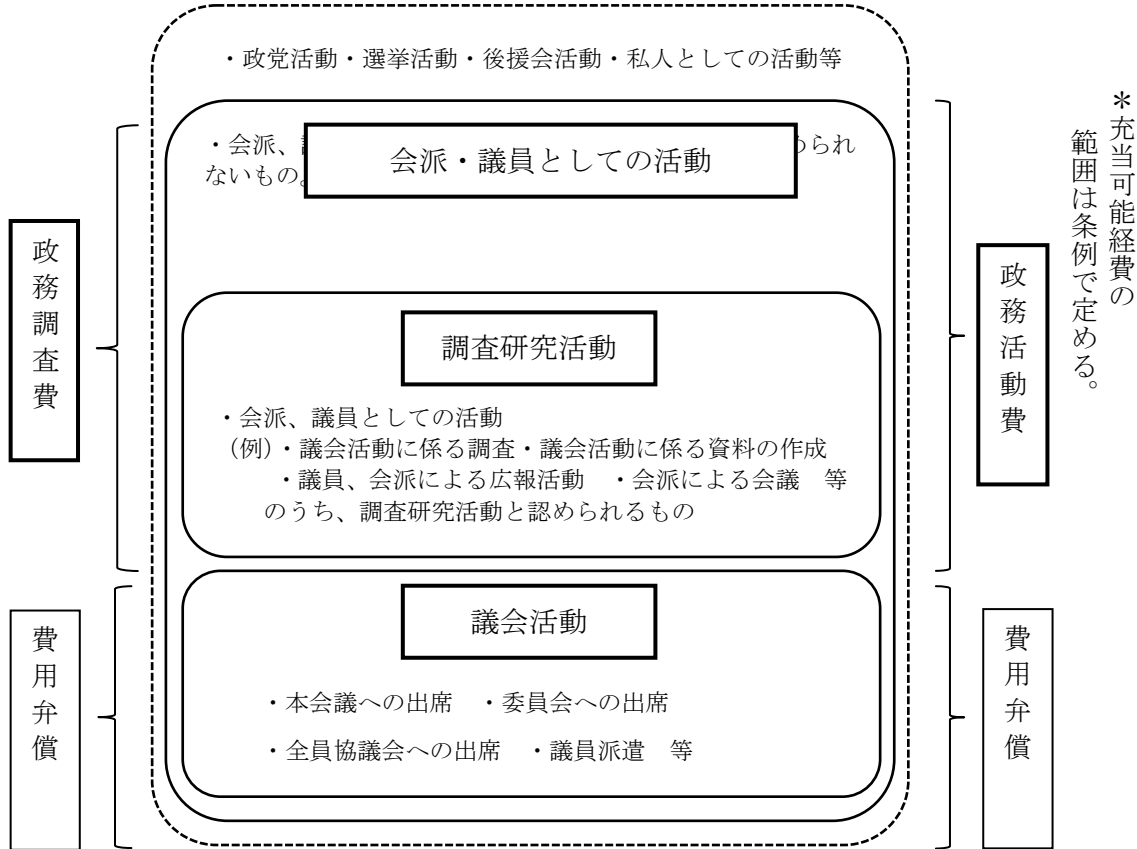
#### 5) 政務活動費の施行期日

政務活動費の施行期日については、議会運営（委員会等）、直接請求制度（署名数要件の緩和）、国等による違法確認訴訟制度の創設、一部事務組合・広域連合等とともに、準備が必要となるものとして、公布後6カ月以内となった。地方自治法一部改正された地方議会の会期等についての公布日は、平成24年9月5日であるため、6カ月以内となると平成25年3月1日までとなる。

6) 政務調査費と政務活動費の対象経費（イメージ）

【現行】

【改正後】



地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正

現行	改正後
----	-----

<p>第百条</p> <p>⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。</p> <p>⑮ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。</p>	<p>第百条</p> <p>⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究<u>その他の活動</u>に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、<u>政務活動費</u>を交付することができる。この場合において、<u>当該政務活動費</u>の交付の対象、額及び交付の方法並びに<u>当該政務活動費を充てることができる経費の範囲</u>は、条例で定めなければならない。</p> <p>⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、<u>当該政務活動費</u>に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。</p> <p>⑯ <u>議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。</u></p>
---	---

(2) 所感

平成24年8月29日、地方自治法第100条第14項ないし第16項の改正案が国会で可決成立し、政務活動費に関する今後の制度運用が厳格かつ適正に行われることが注目されている。

そもそも、政務活動費とは、議員の調査研究のための必要経費として、議員あるいは会派に対して交付する金銭のことで、この活動費の使途範囲については、全国それぞれ議会で独自に定めているものである。

政務調査費に関する改正は、地方自治法の改正が審議される中、平成24年8月7日に衆議院総務委員会に突如修正案が提出され、実質的な審議もなく成立されたものといわれている。


その改正の趣旨は、「政務調査費」を「政務活動費」と改称するなどして、政務活動費を充てることができる経費の範囲を拡大し、議員活動の活性化を図ることとされている。

今般の改正は、厳しい財政状況にある地方自治体において、議員活動のどの範囲を公金で支えるかという極めて重要な問題であり、十分な国民的議論がされるべきだったのではないと思われる。

松阪市においては、政務調査費の使途については、これまで定められていた範囲と変わらず、第14項の「議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとする」とされているが、調査研究その他の活動使用した後は、年度の最終に議長に収支報告書を提出し、報告すること、また、ホームページ、市議会だより上で公開することとしている。また、交付額の全てを使わなかった場合は、差額を返還している。

これまでの政務調査費については、全国でも多数の住民訴訟が提起され、その不透明さ、不適切な支出が明らかにされてきたのであり、支出について厳しい取捨選択が求められて

いることに鑑みれば、地方議員である我々は、よりいっそうの適切なる使途とその透明性の確保が必要ではないかと思われる。

  
総務省

地方議会企画官  
寺田雅一

総務省自治行政局行政課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号  
代表電話 〇三―五二―三三―五一一  
直通電話 〇三―五二―三三―五一一  
FAX 〇三―五二―三三―五一一  
E-mail: m2.terada@soumu.go.jp

